

4 環境浄化の取組について

(1) 秋田県青少年健全育成審議会

「秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例(以下「条例」という。)」の適切な運用を図るため知事の諮問機関として設置され、うち環境浄化部会は、青少年育成関係者、学識経験者等10名の委員で構成され、青少年に優良な図書等の推奨、有害な図書・ビデオテープ・興行等を指定するための審議をし、知事に答申している。

令和7年度(令和7年11月現在)は1回開催され、青少年に優良な図書1冊を推奨すべきものとの答申がなされた。

なお、有害図書類の指定に関しては、令和3年度以降は定例的な個別指定は行わず包括指定により対応することとなった。今後、社会状況等を踏まえて有害図書等の個別指定が必要となった場合は、環境浄化部会を隨時開催することとした。

	令和3年度以降	令和2年度まで
有害図書類の指定	<ul style="list-style-type: none">定例的な個別指定は行わず包括指定により対応することとし、社会状況等を踏まえ、個別指定が必要となった場合は、隨時委員の招集又は書面開催により審議を行う。事前に審議会の意見を聞く暇がなく緊急的に指定した場合は、年1回開催する審議会においてその旨を報告する。	<ul style="list-style-type: none">環境浄化調査員と担当者が書店等を訪問し、陳列される図書類の中から有害図書に該当するであろう図書を購入し、年3回開催する環境浄化部会で審議する。
環境浄化部会	<ul style="list-style-type: none">社会状況等を踏まえ、有害図書や有害玩具等の個別指定が必要になった場合には、隨時開催する。	<ul style="list-style-type: none">年3回定期的に開催(7月、11月、3月)

(2) 立入調査

ア 立入調査員の配置状況

条例に基づき、次世代・女性活躍支援課、警察本部人身安全対策課、各警察署の少年補導職員が、知事から立入調査員に任命されており、令和7年4月現在、県内に32名が配置されている。

イ 過去5年間の条例対象施設の推移

立入調査は、条例対象施設(書店、図書類等自動販売機等、図書スタンド販売店、ビデオ取扱店、映画館、がん具類店)に対し、毎月定期的に実施し、有害指定図書類等の調査と自主規制の指導等を行っている。

表3-11 過去5年間の条例対象施設数の推移 (令和7年11月30日現在)

区分 年	図書類等自動販売機等(台)	書店(軒)	コンビニ・ スタンド(軒)	ビデオテープ 取扱店(軒)	映画館 (軒)	特定玩具店 (軒)	
令和3年	78	105	589	78	18	37	905
令和4年	70	105	585	78	18	37	893
令和5年	67	104	577	75	18	37	878
令和6年	67	102	570	74	18	37	868
令和7年	67	91	506	65	18	39	786

(3) 環境浄化調査員の配置状況

環境浄化調査員は、条例の適正な運用を図るため、次世代・女性活躍支援課に配置され、条例対象施設に対する立入調査、調査結果の整理、担当区域内の情報収集等、条例の適正な運用に関する業務を行っている。

表3-12 地域振興局管内別条例対象施設数

(令和7年11月30日現在)

地域振興局	年	図書類等自動販売機等(台)	書店(軒)	コンビニ・スタンド(軒)	ビデオテープ取扱店(軒)	映画館(軒)	特定玩具店(軒)	計(台、軒)
鹿角	R6	4	3	19	3	0	0	29
	R7	4	2	18	2	0	0	26
	増減	0	△ 1	△ 1	△ 1	0	0	△ 3
北秋田	R6	19	11	58	6	1	1	96
	R7	19	9	55	4	1	1	89
	増減	0	△ 2	△ 3	△ 2	0	0	△ 7
山本	R6	12	9	41	8	1	1	72
	R7	12	8	36	6	1	1	64
	増減	0	△ 1	△ 5	△ 2	0	0	△ 8
秋田	R6	12	41	229	33	11	22	348
	R7	12	37	199	30	11	23	312
	増減	0	△ 4	△ 30	△ 3	0	1	△ 36
由利	R6	9	7	58	5	0	1	80
	R7	9	7	51	4	0	1	72
	増減	0	0	△ 7	△ 1	0	0	△ 8
仙北	R6	7	17	82	10	5	7	128
	R7	7	14	70	9	5	7	112
	増減	0	△ 3	△ 12	△ 1	0	0	△ 16
平鹿	R6	4	9	55	6	0	4	78
	R7	4	9	51	7	0	5	76
	増減	0	0	△ 4	1	0	1	△ 2
雄勝	R6	0	5	28	3	0	1	37
	R7	0	5	26	3	0	1	35
	増減	0	0	△ 2	0	0	0	△ 2
計	R6	67	102	570	74	18	37	868
	R7	67	91	506	65	18	39	786
	増減	0	△ 11	△ 64	△ 9	0	2	△ 82